

ご宿泊施設ご利用に際して

倉敷アイビースクエア(以下、当ホテルと称します。)では、宿泊施設のご利用にあたって、下記の約款を定めております。つきましては、下記の事項をあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でいただきまます。

- (1) 宿泊者名及び電話番号(又は携帯電話番号)
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊契約の申込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

3 宿泊客が、宿泊中に第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

4 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊客は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当ホテルは可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当ホテルが宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。

2 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。

3 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

4 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。

5 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

6 第4項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

7 当ホテルは、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当ホテルは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 天災、施設の故障、人員の不足その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (4) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (5) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をし、又はその行為をする恐れがあるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的 requirement 行為、その他威圧的な不当要求行為をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、喧嘩な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) かつて当ホテルにおいて、本条(4)(5)(6)(7)及び(8)の各号のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。

- (10)宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
- イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (11)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であるとき。
- (12)宿泊しようとする者が、心神喪失、心神耗弱、薬物類及び飲酒等による自己喪失など、本人の安全確保が困難であるとき。
- (13)宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みをしたとき。
- (14)当ホテルが、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
- (15)発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当ホテルにないとき。
- (16)挙動不審と認められる者であるとき、その他宿泊拒否に正当な事由があるとき。
- (17)岡山県旅館業法施行条例第5条各号の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第4条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(感染防止対策への協力要請)

第5条 当ホテルは、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。

2 宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することは出来ず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うのに要した費用、その間使用できなくなったり施設による逸失利益等一切の当ホテルの損害については、当該者が負担するものとします。

(損害賠償額の予定)

第6条 客室において喫煙(電子タバコを含む。)した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金3万円をお支払いいただきます。

2 前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊代相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。

(宿泊客の契約解除権)

第7条 宿泊客は、いつでも別表第2に記載の取消料を当ホテルに支払うことにより、宿泊契約を

解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当ホテルは、別表第2記載の取消料を申し受けます。

(当ホテルの契約解除権)

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊前、宿泊中を問わず、本約款第4条に規定するもののうち、(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)及び(17)の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 消防用設備等に対する損壊や悪戯をしたとき、その他当ホテルが別に定める利用規則の禁止事項のいずれかに該当するとき。
- (3) 宿泊の申込みをした者が、第2条第2項に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかつたとき。
- (4) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いただくことがあります。

(宿泊契約解除の説明)

第8条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次に掲げる事項を登録(記載)していただきます。なお、外国人にあっては、正確を期するため旅券の呈示を求めるとともに、日本政府(厚生労働省)の指導により、当ホテルは、当該旅券を複写してこれを保存させていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

(客室の使用時間)

第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後3時までは、基本宿泊料の30%
- (2) 午後6時までは、基本宿泊料の50%
- (3) 午後6時以降は、基本宿泊料の100%

(利用規則の制定及び履行と遵守)

第11条 当ホテルは、利用規則を別に定めるものとし、宿泊しようとする者は、本約款とともに利用規則の規定を履行し、かつ遵守していただきます。

(営業時間)

第12条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
 - イ) 門限 無し
 - ロ) フロントサービス 24時間
 - ハ) 正面玄関 6:00～23:00(時間外はルームキーで開錠可)
 - 二) 西門(裏門) 7:00～22:00
- (2) その他の施設の営業時間
客室内のホテルインフォメーション等でご案内いたしますのでご参照ください。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第13条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第14条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第15条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、15万円を限度として、当ホテルはその損害を賠償します。

2 当ホテルは、15万円以上の現金又は時価15万円相当以上の物品はお預かりできません。

3 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

4 当ホテルは、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品と思われるものが当ホテルに置き忘れられていた場合は、当ホテルは発見日を含めて90日間は保管し、宿泊客からのご連絡をお待ちします。宿泊客から、その間に何らのご連絡もないときは、廃棄されたものとみなし当ホテルにおいて廃棄します。その所有者が判明したときは、当ホテルは、原則として当該所有者に連絡をするとと

もにその指示を求めることがあります。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については90日経過後に処分いたします。ただし、飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分します。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第3項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第18条 宿泊客が当ホテルの管理する駐車場及びそれに準ずる場所(以下「駐車場」という。)をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第19条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(免責事項)

第20条 当ホテル内からのコンピュータ通信のご利用にあたっては、宿泊客自身の責任において行うものといたします。

コンピュータ通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。

また、コンピュータ通信のご利用に際して当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル又は第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(言語)

第21条 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致又は相違その他の齟齬があるときは、全て日本語表記の本約款が優先するものとします。

(裁判管轄及び準拠法)

第22条 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、岡山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 お客様と当ホテルとの宿泊契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

(本約款の変更)

第23条 当ホテルは、以下の場合に、当ホテルの裁量により、本約款を変更する場合があります。

1. 本約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。

2. 本約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(有効期間)

第24条 本約款は、2026年2月1日から効力を生じるものとします。ただし、この本約款の効力発生日において現に成立している宿泊契約は改定前の約款に基づくものとみなし、なお改定前の当該約款の規定を適用します。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3条第2項及び第13条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額

内訳	
宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料 又は室料+朝食料）
追加料金	(2) 飲食料{又は追加飲食(朝食以外の飲食料)} (3) その他の利用料金
税金	(4) 消費税等法令により規定される諸税

《備考》

1. 基本宿泊料は宿泊契約の成立時に当ホテルが提示した料金によります。
2. 客室定員数を超えて、大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、未就学児の方に限るものとし、ベッド1台につき最大2名様までとさせていただきます(未就学児は無料)。ただし、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合がございます。

別表第2

取消料(第7条第1項関係)

契約申込人数／契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
個人	14名まで	100%	100%	50%	-	-
団体	15名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. % (パーセント)は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の取消料を收受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10% (端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については取消料はいただきません。